

(案)
業 務 委 託 契 約 書

業務委託の名称 令和8年度 大井川広域水道用水供給事業
水質検査業務委託
委 託 箇 所 島田市相賀地内
履 行 期 間 着手 令和8年4月 1日
完了 令和9年3月31日
委 託 費 別紙1のとおり

上記の業務委託について静岡県大井川広域水道企業団（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、令和8年度 大井川広域水道用水供給事業 水質検査業務委託（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務の内容

別紙「水質検査業務委託仕様書」に定める業務

（2）委託箇所

島田市相賀1300番地に所在する静岡県大井川広域水道企業団相賀浄水場

（委託期間）

第3条 この委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（申出義務）

第4条 乙は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（業務の報告）

第5条 乙は、毎月、委託業務が終了した都度すみやかに水質検査業務報告書を提出し、甲がこれを受理した場合に、乙は甲に委託業務の実績に応じた委託料を請求することができる。

（委託費の支払）

第6条 甲は、乙の正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に、委託費を支払わなければならない。

（契約の変更）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、

又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次に掲げる一の理由が生じたときには、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、第12条に定める労働関係法令に違反したと認められたとき。

(2) 乙が、委託期間内に委託業務を履行しないとき。又は、履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲が、この契約について不正の事実を発見したとき。

(4) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(5) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項に規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(処理状況の調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(現場責任者)

第12条 乙は、委託業務のうち、次の事項について乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を選任するものとする。

(1) 乙の従業員の指導監督及び委託業務処理

(2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整

(3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は、乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(法令上の責任)

第13条 乙は、委託業務処理にあたる乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(委託費の処理)

第14条 甲又は乙が第8条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認め

る履行部分に相当する金額をもって清算する。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 8年 4月 1日

島田市相賀1300番地

(甲) 静岡県大井川広域水道企業団
企業長 高畑 英治

(乙)

価格内訳表

令和8年度 大井川広域水道用水供給事業 水質検査業務委託

	検体	単価(税抜)	消費税	単価(税込)	数量×単価(税込)
基準項目浄水(52項目)	3				
基準項目浄水(40項目)	12				
PFOS及びPFOA	48				
管理目標設定項目浄水(7項目)	1				
管理目標設定項目原水(5項目)	1				
管理目標設定項目農薬類(115項目)	2				
クリプトスポリジウム・シアルジア	8				
大腸菌(定量)・嫌気性芽胞菌	8				